

介護老人保健施設 であほうむ吉野

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

運営規定

第1章 総 則

（事業目的）

第1条 医療法人豊生会が設置する介護老人保健施設であほうむ吉野（以下「施設」と言う）において実施する指定通所リハビリテーション事業（介護予防通所リハビリテーション）（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士等、支援相談員「以下「職員」と言う）が要介護状態の利用者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）に対し、適切な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 この施設が実施する事業は、利用者が要介護状態等（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）となった場合においても、（介護予防にあつては介護予防に資するように）心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、施設並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 であほうむ吉野
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町矢走 6 6 6 番地の 6

第 2 章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を置く

- (1) 医師 (施設長兼務) 1 名
- (2) 看護職員 1 名以上
- (3) 介護職員 4 名以上
- (4) 理学療法士等 1 名以上
- (5) 支援相談員 1 名以上

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 従事者は、指定通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の業務に当たる。

(職務内容)

第 5 条 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、通所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (2) 看護職員は、通所者の健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリや看護に従事する。
- (3) 介護職員は、通所者の生活全般にわたる介護及び療養環境整備にあたる。
- (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- (5) 支援相談員は、通所者の生活指導、書面並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。

(職員の資質維持)

第 6 条 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 維持研修 年 1 回以上

第 3 章 利用者に対するサービス

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝祭日は営業)
(但し、12月30日から1月3日は休日)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

但し、サービス提供時間は、午前9時20分から午後3時30分。

(指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日48人とする。

(指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容)

第9条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、施設の医師及び理学療法士等、その他の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従事者による通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成。
- (2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、（介護予防にあつては介護予防に資するように）利用者の身体機能の維持回復を図る適切な指導と機能訓練。
- (3) 療養上（介護予防にあつては介護予防上）必要とされる事項についての指導及び説明。
- (4) 送迎、食事及び入浴。
- (5) レクリエーションや季節行事等
- (6) 認知症の状態にある利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービス提供。

(日課の励行)

第10条 利用者は理学療法士等、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(食事の提供)

第11条 利用者には1日1回、午後12時から食事を提供するものとする。

- 2 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、かつ調理にあつては利用者の嗜好を考慮し、消化吸収の実をあげるようにつとめるものとする。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。
- 4 年中行事にあわせて献立を工夫し、季節に応じたものにする。

(通常の事業実施区域)

第12条 通常の送迎の実施区域は大淀町とする。

第4章 利用料

(利用料等)

第13条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割または2割支払を受けるものとする。

- 2 食費については別表①のとおり徴収する。
- 3 利用者の身体状況により、特別な食事を提供した場合そのものにかかる費用を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 その他、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）において提供される便宜のうち、通常必要となるものにかかる費用については、別表①のとおり徴収する。
- 6 前第12条に規定される通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行う場合は、その実費分を以下の通り徴収するものとする。

実施地域を超える地点から住居地までの片道距離（1km単位）×50円

- 7 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容、金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けるものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 衛生管理

(衛生保持)

第14条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生の管理等)

- 第15条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第6章 利用者の守るべき規律

(施設内禁止行為)

- 第16条** 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) ケンカ、口論等、他の利用者に迷惑をかけること。
 - (2) 指定した場所以外で喫煙等を行うこと。
 - (3) 鳥獣を飼育すること。
 - (4) 宗教や政治活動等をおこなうこと。
 - (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - (6) その他この規則で定められていること。

(施設利用にあたっての留意事項)

- 第17条** 利用者が指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を受ける際、設備利用上の留意すべき事項については別表②に定める。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第18条** 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間を想定）に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第19条** 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕

に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

第8章 苦情の対応

(苦情処理)

第20条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関し支援相談の専門員として支援相談員を置き、いつでも相談又は意見を受付けるものとする。
- 3 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

施設相談窓口	窓口担当者 支援相談員 利用時間 午前10時～午後6時 利用方法 電話 0747-54-3388 面談 施設1階相談室
行政機関その他	(1) 大淀町役場 ほけん課 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 0747-52-5501 (2) 奈良県国民健康保険団体連合会 奈良県橿原市大久保町302-1 0744-21-6822

第9章 雑則

(その他運営に関する留意事項)

第21条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との

雇用契約の内容とする。

- 3 施設は、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊生会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

「この規定は、平成14年11月1日から施行する。」

「変更後の第8条は、平成15年11月1日から施行する。」

「変更後の第13条は、平成17年10月1日から施行する。」

「介護予防の事項については、平成18年4月1日から施行する。」

「変更後の第20条は、平成20年4月1日から施行する。」

「変更後の第7条は、平成20年6月18日から施行する。」

「変更後の第8条は、平成24年1月1日から施行する。」

「変更後の第20条は、平成24年4月1日から施行する。」

「変更後の第4条、第5条、第9条、第10条、第13条、第21条は、平成26年4月1日から施行する。」

「変更後の第13条、第21条は、平成26年11月1日から施行する。」

「変更後の第13条は、平成27年8月1日から施行する。」

別表①料金表

基本料金	日額
食費（昼食代）	760円
おやつ代（税抜）	100円
日用品費	100円
教養娯楽費	100円

別表② 留意すべき事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して いただく場合があるので注意すること。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外は禁止する。飲酒は禁止。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は禁止。また、むやみに 他の入所者の居室等に立ち入らないようにすること。